

2025年度①

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 手形の無因性の意味について説明しなさい。(150字以内)(20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 甲株式会社(以下、「甲社」という)は、京舞扇等の扇の製造・販売を業とする株式会社である。甲社は取締役会設置会社であり、定款には、その発行するすべての株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨が定められている。甲社の取締役会は、代表取締役社長A、専務取締役B、常務取締役Cの3名によって構成されている。甲社は、京都市内で長く続く京舞扇製造の老舗であり、Aの父親の代にその事業を法人化した。BはAの長女であり、CはAの妻である。甲社の株主は、A、B、C、D(Aの長男・Bの弟)およびAの親戚数名である。A、B、CおよびDは、それぞれ、甲社の発行済株式100株のうち、35株、10株、10株、10株を保有し、残りは親戚筋が保有している。

Dは甲社とは別の会社に勤めており、繁忙期に甲社の事業を手伝う程度の関与しかしていない。令和5年10月、Dは、遊興のために知人Eから借り入れた金銭を期日までに返済できなかったことから、自己が甲社の株主であることに思い至り、Eに対し、自己の保有する甲社株式を譲渡することを申し入れた。Eは京都市内で和装小物店を営んでいるため、甲社が京都でも老舗の部類に入る扇の専門店であることを知っていたが、甲社の株式に譲渡制限があると知らず、また登記簿も確認していなかった。Eは甲社の事業に興味があったことから、Dの申し出を了承し、Dから甲社株式10株を有償で譲り受けた(以下、「本件株式譲渡」という)。同年12月、Eは、甲社株主総会に出席し、本件株式譲渡の結果、Dから甲社株式を譲り受け、自己が株主となったと主張した。本件株式譲渡の効力について論じなさい。(40点)

〔2〕 乙株式会社(以下、「乙社」という)は、機械部品の販売を目的とする公開会社であり、監査役設置会社である。乙社は、大会社でも種類株式発行会社でもなく、その発行する株式を金融商品取引所に上場していない。乙社の発行済株式総数は2万5000株であり、単元株の定めはない。

乙社の定款には、株主は議決権を有する他の株主を代理人として株主総会において議決権を行使することができる旨（以下、「本件資格制限」という）、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとする旨、事業年度の末日の最終の株主名簿に記載された株主が、当該事業年度に関する定時株主総会で議決権を行使することができる旨が定められている。

令和6年5月25日、乙社の取締役会は、同年6月30日に、「取締役選任の件」を議題とし、取締役P、QおよびRの再任を議案とする、定時株主総会（以下、「本件総会」という）を開催することを決定し、同月10日に、本件総会の招集通知を発送した。

本件総会について、次の（1）（2）の事実があった場合、令和6年3月31日時点において乙社の株主名簿に記載され、その後、本件総会時点を過ぎてなお乙社の株主であるXが、これらの事実を主張して本件総会の決議の効力を争ったとして、その請求が認容されるかについて、おのおの論じなさい。

（1） 令和6年3月31日時点において乙社の議決権250個を有する株主Sのもとには、本件総会の当日までに本件総会の招集通知が届かず、Sは本件総会に出席することができなかった。しかし、これは乙社事務員の招集通知発送時に生じたミスによるものであり、作為的な誤りではなかった。

（2） 令和6年3月31日時点において乙社の株主名簿上の株主であったT氏は、T県職員であって乙社の株主でないUを、本件総会における乙社の議決権行使の代理人として派遣した。乙社は、本件資格制限を根拠に、Uの本件総会への出席を拒絶した。

（40点）

以上